



## ワシントン日本語学校

### \*\*授業料／副教材費の納入について\*\*

#### 納入の方法

---

##### 《銀行口座自動引落としによる支払い》

- ❖ **5月20日**に「銀行振込（口座自動引き落とし）のための承諾書」にてご指定いただいた銀行口座から1期分の授業料および副教材費の合計額を引落します。引落とし金額は、添付の一覧表をご参照ください（事務負担軽減・郵送費削減のため、**請求書の別途発送はいたしません**）。また、**あらかじめ銀行口座の残高をご確認ください**。
- ❖ 事務処理の都合上、複数のお子さんが在籍されている場合、お子さんごとに引落としを行います。
- ❖ 支払い確認については、引落日後に銀行のステートメントでご確認ください。
- ❖ 学校ホームページ（[www.wjls.org](http://www.wjls.org)）にもお知らせを掲載していますのでご参照ください。

##### 《小切手による支払い》

- ❖ 銀行自動引落日導入時に、やむを得ない事情で「銀行振込（口座自動引き落とし）のための承諾書」を提出せず、小切手による支払いが認められているご家庭は、小切手での支払いをお願いします。

**納付期限は5月20日**、小切手の送付先は、以下のとおりです。

Washington Japanese Language School

P.O. Box 71

Garrett Park, MD 20896

- ❖ **小切手支払いの場合、一回につき手数料50ドルが掛かります**。1期分の授業料および副教材費の合計額（複数お子さんがいらっしゃる場合は全員の合計額）に手数料50ドルを加算した金額をお支払いください。
- ❖ 小切手の左下空欄に学年、クラス、氏名をご記入ください。**小切手の宛名は、WJLSです**。
- ❖ オンラインによる銀行振出し小切手の場合は、必ずメモ欄にお子様のクラスとお名前をご入力ください。

##### 《寄付金について》

- ❖ 学校へのご寄付は、従来通り事務局に小切手を随時送付してください。また、オンラインでも受け付けています。（<http://www.wjls.org/giving-to-wjls/>）ご協力をお待ちしています。

##### 《領収書について》

- ❖ 領収書を希望される方はメールにて [wjls@wjls.org](mailto:wjls@wjls.org) 宛てに、**お子様のクラスとお名前を明記**のうえ、**每期ごと**にお知らせください。
- ❖ 当該年度以前の分の領収書や、当校の所定フォーム以外での発行には別途手数料（5ドル）が掛かります。

## 授業料納入に関する規定(抜粋)

- (1) 授業料及び副教材費は1期(4月から6月)、2期(8月から12月)、3期(1月から3月)の期毎に集金する。各期開始日の当日午後5時(アメリカ東部時間)までに退学届けの提出がない場合は、以下(4)に定める場合を除き、かかる期の授業料及び副教材費を全額支払う義務を負う。但し、全額の支払いが困難な場合は、所得証明など支払いが困難な理由を付した上、運営委員会の承認あるいは承認済みのガイドラインに基づく事務局長の判断により、支払いの繰り延べをすることができる。
- (2) 入学時、転入時を除き、期途中で退学が予想される場合は、各期開始日の当日午後5時(アメリカ東部時間)までに事務局に連絡の上、授業料を月払いすることができる。なお、この場合においても、副教材費は全額支払わなければならない。
- (3) 各期中途中で退学した場合も、既に納めた授業料及び副教材費は返還されない。
- (4) 月内に一日でも在籍した場合は、その月の授業料及び副教材費を支払わなければならない。
- (5) 停学または休学中も授業料及び副教材費の支払いは免除されず、支払わなければならない。
- (6) 事務局が、納付の指定期日までに、保護者の銀行口座から入学金、援助金、授業料、副教材費及び/またはその他諸費用の自動引落しが出来ない場合は、当該保護者は、本校に対し、手数料として、1回につき50ドルを支払わなければならない。
- (7) 保護者が、納付の指定期日までに入学金、援助金、授業料及び/または副教材費を納付しない場合は、当該保護者は、本校に対し、前項の手数料とは別途、延滞料として、延滞月数に応じ、生徒1名当たり、かつ月当たり50ドルを支払わなければならない。
- (8) 保護者が、納付の指定期日までに入学金、援助金、授業料及び/または副教材費を納付しない場合は、事務局が、手数料及び/または延滞料を加算した入学金、援助金、授業料及び/または副教材費を記載した督促状を郵送または電子メール等にて当該保護者へ送付する。
- (9) 納付の指定期日の経過後、月初め(5日)を過ぎても入学金、援助金、授業料及び/または副教材費が納付されない場合は、1ヶ月延滞とし、それ以降、毎月5日を過ぎる度に延滞料が加算される。
- (10) 保護者が、入学金、援助金、授業料及び/または副教材費を3ヶ月以上滞納した場合は、当該保護者の生徒は、停学または退学処分となることがある。
- (11) 前項の規定により、または他の理由により、保護者の生徒が、停学または退学処分となった場合でも、当該保護者は、延滞料を加算した入学金、援助金、未払い授業料及び/または副教材費を支払わなければならない。
- (12) 入学金、援助金、授業料、副教材費及び/またはその他諸費用の納付は、保護者の銀行口座からの自動引落しによることを原則とする。当該保護者は、銀行口座情報の提供等により、その円滑な実施に向けて、本校に協力しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、当該保護者は、小切手を使用することができるが、その際には、本校に対し、手数料として、1回につき50ドルを支払わなければならない。
- (13) 保護者からの入学金、援助金、授業料、副教材費及び/またはその他諸費用の納付の小切手が不渡りになった場合は、当該保護者は、本校に対し、(14)の手数料や(9)の延滞料とは別途、不渡り手数料として、1回につき50ドルを支払わなければならない。
- (14) 授業料の一括払いが困難な場合、以下の条件のいずれかを満たせば分割して納入することも認められるため、事務局へ相談する。
  - ① 子供が3人以上ワシントン日本語学校に通学している。
  - ② 一定の所得基準を満たす。

USDA (United States Department of Agriculture) の Free & Reduced Price Meals プログラムのうち、Alaska と Hawaii を除く地域の「Reduced Price Meals」の Income Eligibility Guidelines を満たす家庭。  
〈例〉4人家族の場合は、年間の世帯収入が、\$46,435(税込)未満の家庭  
(<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2018-05-08/pdf/2018-09679.pdf>)

③ 所得基準を適用する場合には、事務局に所得証明などの証拠書類を提出する必要がある。

**2019 年度 1 期  
授業料／副教材費の納入額**

	授業料		副教材費	合計
	1ヶ月	3ヶ月		
幼稚部	237	711	26	737
小1	156	468	35	503
小2	156	468	31	499
小3	156	468	40	508
小4	156	468	36	504
小5	156	468	51	519
小6	156	468	62	530
中1	166	498	76	574
中2	166	498	64	562
中3	166	498	61	559
高等部 1教科	161	483		
高等部 2教科	185	555		
高等部 3教科	215	645		
高1 1教科(国語Ⅰ)			46	529
高1 1教科(数学Ⅰ)			40	523
高1 1教科(小論Ⅰ)			19	502
高1 2教科(国語Ⅰ・数Ⅰ)			86	641
高1 2教科(国語Ⅰ・小論Ⅰ)			65	620
高1 2教科(小論Ⅰ・数学Ⅰ)			59	614
高1 3教科			105	750
高2 1教科(国語Ⅱ)			24	507
高2 1教科(数学Ⅱ)			48	531
高2 1教科(小論2年)			0	483
高2 2教科(国語Ⅱ・数Ⅱ)			72	627
高2 2教科(国語Ⅱ・小論Ⅱ)			24	579
高2 2教科(小論Ⅱ・数学Ⅱ)			48	603
高2 3教科			72	717